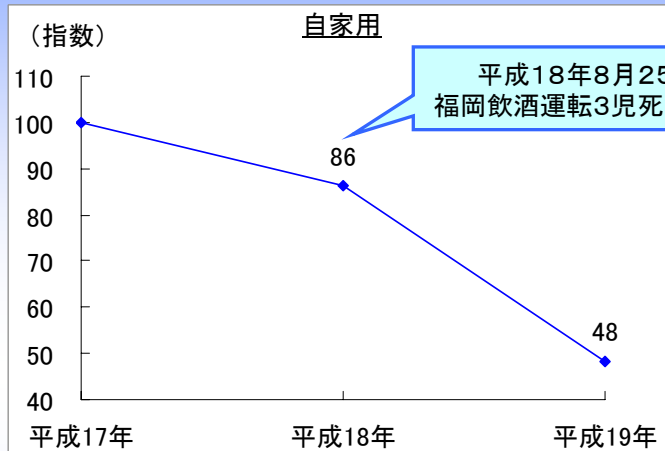
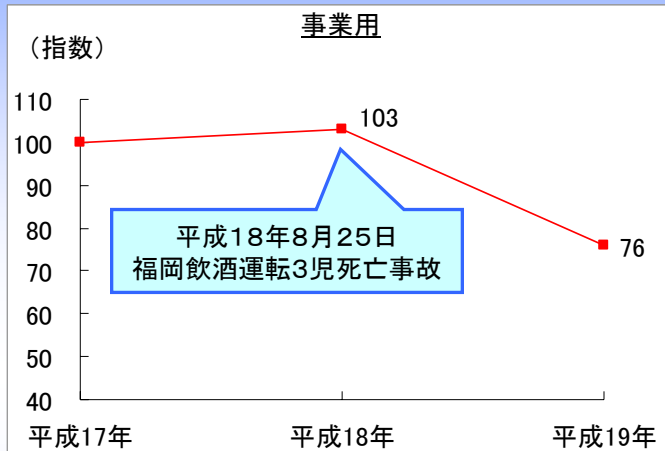


6. 飲酒運転状況－1

飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数



		平成17年				平成18年				平成19年			
		バス	乗用	貨物	計	バス	乗用	貨物	計	バス	乗用	貨物	計
酒酔い	自家用	-	828	116	944	-	716	103	819	-	528	66	594
	事業用	-	4	6	10	-	4	5	9	-	3	4	7
	計	0	832	122	954	0	720	108	828	0	531	70	601
酒気帯び	自家用	8	75879	7684	83571	10	65068	6902	71980	12	35816	4224	40052
	事業用	3	55	395	453	1	62	405	468	0	45	300	345
	計	11	75934	8079	84024	11	65130	7307	72448	12	35861	4524	40397
酒酔い・酒気帯び	自家用	(8)	76707	7800	84515	(10)	65784	7005	72799	(12)	36344	4290	40646
	事業用	3※	59	401	463	1※	66	410	477	0※	48	304	352
	計	11	76766	8201	84978	11	65850	7415	73276	12	36392	4594	40998

※ バスについては自家用、事業用の別が集計されていないため、国土交通省で把握している件数を記載した。

出典：「交通統計」(警察庁)、国土交通省資料

平成19年は自家用、事業用ともに減少したが、事業用の減少が鈍い傾向が見られる。

6. 飲酒運転状況－2

バスにおける主な飲酒事例

<事例1:乗合バス>日時:平成18年12月9日 午前6時頃

事故概要:運転手が営業所に出勤し、朝、運行管理代務者が飲酒検査を行った際に、呼気から0.166mg/lが検出されたので、10分後に再検査を行ったところ0.141mg/lが検出された。これは、社内規定(0.10mg/l以下)を上回る数値であったが、当該運転手が栄養ドリンクとうがい薬によるものだと主張したため再検査を行わずに乗務させた。

なお、当該営業所においては、アルコールチェッカーが装備されており、アルコールチェッカーを使用していたものの運行管理代務者が適切な対応をすることができなかった。

<事例2:乗合バス>日時:平成20年8月22日 午前9時頃

事故概要:運転手は営業所に出社し点呼を受けた際、運行管理者補助者は酒気を感じなかったが、アルコール検知器から0.23mg/lが検出された。当該運転手は普段から強い臭いがする香水等を使用しており、それによるアルコール反応ではないかと運転手から申告があったため、当該補助者は自身の香水をアルコール検知器で試験し、0.27mg/lを検知したことから、異常値が出るものと判断し、再度アルコールチェックをすることなく乗務を許可し出庫させた。その後、酒気を感じた乗客が下車後110番通報をしたため、終点で待機していた警察官に任意同行を求められアルコール検査を受けたところ、0.20mg/lが検出され、検挙された。

なお、当該営業所においては、アルコールチェッカーが装備されており、アルコールチェッカーを使用していたものの運行管理者補助者が適切な対応をすることができなかった。

<事例3:貸切バス>日時:平成20年5月15日 午前9時頃(1泊2日運行)

事故概要:当該運転手は、運行前に実施されるべき点呼を行わず、乗客を乗せ宿泊地を出発し、第1立ち寄り地までの約5km運行をした後に電話による点呼を行ったが、その際、当該運転手より0.094mg/lが検知された。その後2回のチェックでは、0.069mg/lと0.057mg/lが検出され、社内規定でアルコールを検知した場合は乗務禁止のため、点呼執行者は、当該運転手に乗務禁止を命じ、乗客は他のバスに分乗して出発した。

なお、宿泊時におけるアルコールチェッカーも装備されており、アルコールチェッカーを使用し飲酒の有無について確認がされていた。

6. 飲酒運転状況－3

タクシーにおける主な飲酒事例

<事例1>日時:平成19年5月13日 午前11時20分頃 場所:岩手県
(事故概要)

出勤後、運行管理者の乗務前点呼を受け、乗務開始。5回目の実車で目的地に向かっていている途中、交差点で赤信号に変わったにもかかわらず、右折したところ対向車線にいたパトカーに停止を命じられ事情聴取された。その際、酒の臭いがしたことから呼気測定が実施され、酒気帯びと判明した。

なお、当該営業所においては、アルコールチェッカーの装備はなく、飲酒の有無については確認をしていなかった。

<事例2>日時:平成19年10月28日 午前11時50分頃 場所:石川県
(事故概要)

出勤後、運行管理補助者の乗務前点呼(対面)を受け出庫(運行管理補助者は運転者の顔色等は見た)。実車で走行していたところ、信号のない交差点において、乗用車と出会い頭で衝突した。警察に出頭し呼気測定をしたところ、0.10mg/lの酒気帯びが確認された。

なお、当該営業所においては、アルコールチェッカーの装備はあるものの、今回においてはアルコールチェッカーは使用されていなかった。

<事例3>日時:平成20年4月4日 午前6時45分頃 場所:東京都
(事故概要)

出勤後、運行管理者等の点呼を受けずに酒気帯び状態で出庫。空車で運行中、交差点に停車していたトラックに追突した。

当該営業所では、日報や運行記録紙(チャート紙)等を入れたケースが営業所内のテーブルに置いてあり、それを乗務員が無断で持ち出して出庫しており、点呼は行われていなかった。

なお、アルコールチェッカーもあるものの、運転者の自主性に任されており、使用されていなかった。

6. 飲酒運転状況－4

トラックにおける主な飲酒事例

<事例1>日時:平成19年8月29日 午前4時25分頃 場所:青森県

(事故概要)

出勤時、運行管理者は営業所内にいたが仮眠中であったため、乗務前点呼を受けずに出庫した後、前方を走行していた農耕トラクタに追突した。

その後、駆けつけた警察官が当該運転者のアルコール検査を行ったところ、酒気帯びが確認された。

なお、当該営業所においては、アルコールチェッカーの装備はなく、飲酒の有無については確認をしていなかった。

<事例2>日時:平成19年9月19日 午前7時00分頃 場所:福岡県

(事故概要)

無認可営業所(車庫)に出勤後、運行管理補助者の乗務前点呼(電話)を受け出庫した後、トンネル内で前方を走行していた大型トレーラを超越したところ、対向車線を走行してきた軽ワゴン車を発見し避けようとしたが間に合わず正面衝突した。

その後の調べにより、当該運転者の呼気から0.20mg/lのアルコールが検出された。

なお、当該営業所においては、アルコールチェッカーの装備はなく、飲酒の有無については確認をしていなかった。

<事例3>日時:平成20年9月10日 午前8時55分頃 場所:群馬県

(事故概要)

出庫予定時刻に遅れて出勤し、運行管理者と顔を会わすも乗務前点呼を受けずに出庫した後、渋滞のため停車していた軽乗用車に追突し、更に前方に停車していた乗用車2台にも次々に衝突する計4台の玉突き事故となった。

その後の調べにより、当該運転者の酒気帯びが確認された。

なお、当該営業所においては、アルコールチェッカーの装備はあるものの、使用したりしなかったりの状況であり、今回においては未使用であった。